高病原性鳥インフルエンザに最大限の警戒をしてください!



渡り鳥が飛来する10月から5月は、高病 原性鳥インフルエンザのハイリスクシーズ ンです。

昨シーズンはこれまでで最も早い 10 月 28 日に岡山県および北海道での発生以降、 今年の4月まで過去最多の26道県84事例 が確認され、1,771万羽の家きんが殺処分さ れました。

今シーズンにおいては、諸外国では、アジ ア(ネパールで6月)、欧州(スウェーデンで 6月)、ロシア(8月)、北米(カナダで9月)、 アフリカ (トーゴで6月)、南米 (チリ、ア ルゼンチンで7月)と確認されており、例年 より早い時期の発生となっています。

国内においては、令和5年10月に北海道 で野鳥からウイルスが確認されて以降、8 県で8事例が発生しています(令和6年2 月8日現在)。

県内においても令和5年12月に回収さ れた野鳥糞便からウイルスが確認されてお り最大限警戒が必要です。

本病はある一定以上のウイルスが鶏に暴 露されないと感染が成立しません。過去に 分離されたウイルス株では最少で 1,000 個 の暴露が必要であると分かっています。つ まり、家きんまで到達するウイルスを1,000 個未満に抑えることができれば本病は発生 しないということです。少しでもウイルス を減らす取り組みを行ってください。

シーズン中毎月自己点検のご報告をいた だいている7項目は、飼養衛生管理基準の 中で特に重要とされており、家きん舎に持 ち込まれるウイルスを減らすのに効果的で すので、遵守徹底をお願いします。

≪ウイルス持ち込み防止に重要な7項目≫ ①衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒

手袋の着用でも代替できます。

②衛生管理区域専用の衣服および靴の設置 ならびに使用

衣服に付着したウイルスを鶏舎内に持ち 込まないよう、家きんの世話等をする際は 専用の衣服に着替えましょう。

③衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等

区域内に車両が入る場合は、消石灰や有 効な消毒薬でタイヤ回りを中心に消毒を行 いましょう。

④家きん舎に立ち入る者の手指消毒等

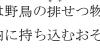
給餌や採卵時にウイルスが家きん舎に持 ち込まれないよう手指の消毒をしましょう。 ⑤家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用

踏み込み消毒でウイルスを失活させるに は3分以上漬け込む必要があります。家き ん舎専用の靴に履き替えるようにしましょ

⑥野生動物の侵入防止のためのネット等の 設置、点検および修繕

家きん舎、たい肥舎、飼料庫等に、防鳥ネ ットを張りましょう。また、穴が開いている 場合は、その都度修繕しましょう。

⑦ねずみおよび害虫の駆除 / いる



ねずみ、はえ等の害虫は野鳥の排せつ物 等を付着させ、家きん舎内に持ち込むおそ れがあります。完全な駆除は困難ですが、数 を減らすことが重要です。

また上記に加え、異状の早期発見・早期通 報の再徹底、農場周辺の消石灰散布など、対 策をお願いします。 (金谷)